

岡崎市老人クラブ運営活動事業費補助金交付要綱

(補助金の交付)

第1条 市は、高齢者が知識及び経験を生かし、生きがい、健康づくり及び地域福祉のための社会活動を行い、老後の生活を豊かなものとすることにより、明るい長寿社会づくりに資するため、岡崎市老人クラブ連合会が行う老人クラブ運営活動事業に対し、予算の範囲内において、岡崎市老人クラブ運営活動事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

(規則との関係)

第2条 補助金の交付に関しては、岡崎市市費補助金等に関する規則（昭和34年岡崎市規則第3号。以下「規則」という。）の規定によるほか、この要綱の定めるところによる。

(申請者の資格)

第3条 補助金の交付を申請することのできる者は、岡崎市老人クラブ連合会の代表者とする。

(補助金の対象)

第4条 補助金は、老人クラブの運営及び活動に要する経費に対して交付する。

2 対象とする経費は、岡崎市老人クラブ連合会が行う事業の実施に必要な給料、職員手当等、共済費、報償費、賃金、旅費、需用費、備品購入費、役務費、委託料、使用料及び賃借料及び補助金（ただし、単位老人クラブ及び学区老人クラブ連合会に対して交付するものに限る。）等の経費とし、次に掲げる経費は対象外経費とする。

- (1) 娯楽だけのための事業に係る経費（親睦会や観光・親睦旅行、忘・新年会等）
- (2) 実施主体が単位老人クラブ、学区老人クラブ連合会、市・県・全国老人クラブ連合会以外の事業に係る経費（ただし、ねんりんピック等の外部団体が主催する大会等に出席・出場するための旅費等必要経費はこれに含まず、補助対象経費とする。）
- (3) 慶弔費、交際費
- (4) 本人負担とすることが適当であるもの（食事代、史跡への拝観料、保険料等）
- (5) 個人の利益となるような物品等にかかる経費（ただし、スポーツ大会等での結果を表彰するトロフィー等はこれに含まず、補助対象経費とする。）
- (6) その他、社会通念上、補助対象経費としてふさわしくないと考えられるもの。

3 前項の規定は、老人クラブが補助対象外となる経費を執行し、事業を実施す

ることを妨げるものではない。ただし、補助対象外となる経費の執行においては、この要綱による補助金以外の会費及びその他寄附金等の収入をもって充てるものとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、別表の左欄に掲げる区分に応じて、同表の右欄に掲げる額の合計額とする。ただし、別表により算出された額と補助対象経費とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄附金その他の収入額（利用者から徴収した実費相当分（原材料費、光熱水費等）など）とを比較して、少ない方の額とする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を申請しようとする者は、岡崎市老人クラブ運営活動事業費補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添え、市長の指定する期限までに、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金の交付を申請する岡崎市老人クラブ連合会の構成員及び役員名簿
- (2) 岡崎市老人クラブ連合会の収支予算書及び事業計画書
- (3) 会則
- (4) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第7条 市長は前条に規定する申請があった場合は、その内容を審査し、相当と認めたときは、補助金の交付決定をし、規則第7条の規定に基づき通知するものとする。

(実績報告)

第8条 補助金の交付の決定を受けた者は、岡崎市老人クラブ運営活動事業費補助金実績報告書（様式第2号）に、次に掲げる書類を添え、当該事業の完了後、速やかに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業に関わる収支決算書及び事業実績報告書
- (2) 補助対象経費の執行が確認できる領収書等
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付時期)

第9条 補助金は、補助金の交付の決定を受けた者からの請求により交付する。
なお、市長が必要と認める場合には、当該年度の6月及び12月に概算払により交付することができる。

(額の確定と精算)

第10条 市長は、第8条の報告を受けたときは、速やかにその内容を検査し、補助金額の確定をし、規則第11条の規定に基づき通知するものとする。

なお、補助金額を確定した場合において、既にその額を超える市費補助金等

が交付されているときは、補助金の交付を受けた者は、市長の指定する期限までに、確定した金額を超える補助金を返還しなければならない。

(財産処分の制限)

第11条 第8条の実績報告書を提出し、市費補助金等の額の確定を受けた者が、減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）により定める処分制限期間内において、補助事業により取得した財産を処分しようとするときは、あらかじめ財産処分申請を提出し、市長の承認を得なければならない。

2 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入を市に納付しなければならない。

3 事業により取得し、または効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

(終期)

第12条 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表

区分	金額
単位老人クラブ運営費	<p>次に掲げる金額の合計額 当該年度4月1日現在における単位老人クラブ均等割額＋ (30人を超える会員数×300円)</p> <p>均等割額 30,000円 30人を超える会員数 1人当たり 300円</p>
単位老人クラブ活動費	<p>次に掲げる金額の合計額 当該年度4月1日現在における単位老人クラブの事業計画数 により積算する。 通年事業および年間12回以上行う事業は上限12事業とする。 年間11回以下の事業は実事業数とする。</p> <p>健康づくり活動費 教養文化活動費 社会奉仕活動費 友愛訪問活動費 1事業当たり 500円 交通安全・地域安全活動費 世代間交流活動費 広報活動費</p>
学区老人クラブ連合会運営費	<p>次に掲げる金額の合計額 当該年度4月1日現在における学区老人クラブ連合会均等割 額＋(学区内の単位クラブ数×1,000円)</p> <p>均等割額 50,000円 学区連合会に属する単位クラブ数 1クラブ当たり 1,000円</p>
学区老人クラブ連合会活動費	<p>次に掲げる金額の合計額 当該年度4月1日現在における、学区老人クラブ連合会に属 するクラブ数により積算する。</p> <p>健康づくり活動費 1クラブ当たり 8,000円 教養文化活動費 1クラブ当たり 8,000円</p>
老人クラブ連合会運営費	194,000円＋(会員数×70円)

老人クラブ連 合会活動費	194,000円
-----------------	----------

- 備考 1 表中「単位老人クラブ」とは、生きがいと健康づくり及び地域福祉のために社会活動を行うことを目的として構成されたもので、その構成員が市内に住所を有し、その活動を円滑に行う程度の同一地域に居住する60歳以上の者で、当該年度の4月1日において30人以上であるものをいう。
- 2 この表中「学区老人クラブ連合会」とは、市内の小中学校区域内に存する単位老人クラブにより組織され、当該単位クラブに対す指導、学区内の他団体との連携等の事業を行うものをいう。
- 3 この表中「老人クラブ連合会」とは、学区老人クラブ連合会により組織され、単位老人クラブ及び学区老人クラブ連合会に対する指導及び老人の社会活動促進のための事業を行うものをいう。

年 月 日

(宛先) 岡崎市長

(申請者) 所在地
 団体名
 代表者名
 担当者名
 連絡先

年度岡崎市老人クラブ運営活動事業費補助金の交付について (申請)

下記の要領により、岡崎市老人クラブ運営活動事業費補助金を交付してください。

記

- 1 市費補助事業の目的
- 2 市費補助事業の内容
- 3 事業完了予定期日
- 4 交付を受けようとする市費補助金の額及び算定基礎
- 5 市費補助事業等の経費の配分及び使用方法
- 6 添付書類
構成員・役員名簿、会則

年 月 日

(宛先) 岡崎市長

(申請者) 所在地
団体名
代表者名
担当者名
連絡先

年度岡崎市老人クラブ運営活動事業費補助金に係る実績
報告について (報告)

年 月 日付け 岡崎市指令 第 号で岡崎市老人クラブ運営活動
事業費補助金の交付決定がありました事業は、下記のとおり完了しました。

記

- 1 市費補助事業等の名称
岡崎市老人クラブ運営活動事業
- 2 市費補助金等の交付決定額及びその精算額
交付決定額 円
精 算 額 円
- 3 市費補助事業等の実施期間
年 月 日から 年 月 日まで
- 4 市費補助事業等の成果

- 5 添付書類
事業実績報告書、収支決算書